

国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考								
<p>本則</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 再雇用の対象となる職員は、就業規則第4条第1項に規定する事務職員及び技術職員のうち、就業規則第19条第1項に定める定年退職する時に次条に定める再雇用基準に該当する者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(再雇用基準)</p> <p>第5条 労働者の過半数を代表する者との書面による協定に基づく基準とする。</p> <p>(雇用期間の更新)</p> <p>第7条 再雇用職員の雇用期間は、更新直前の雇用期間の勤務実績が良好である場合及び受診した職員健康診断結果等を産業医が判断し、就業上の支障がない者に限り、1年を超えない範囲内(期間を更新しようとする日の属する年度の末日までの期間に限る。)で更新することができる。</p> <p>2 雇用期間を更新しようとする場合には、再雇用職員の同意を得て行うものとする。</p> <p>(再雇用の限度)</p> <p>第8条 再雇用職員の雇用期間(更新された雇用期間を含む。)の上限は、次表に定める生年月日ごとの上限年齢に達する日以後における最初の3月31日までとする。</p> <table border="1" data-bbox="176 1118 842 1284"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>上限年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和20年4月2日から昭和22年4月1日まで</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで</td> <td>満64歳</td> </tr> <tr> <td>昭和24年4月2日以降</td> <td>満65歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>(給与)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	生年月日	上限年齢	昭和20年4月2日から昭和22年4月1日まで	満63歳	昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	満64歳	昭和24年4月2日以降	満65歳	<p>本則</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 再雇用の対象となる職員は、就業規則第4条第1項に規定する事務職員及び技術職員のうち、就業規則第19条第1項に定める定年退職後も引き続き積極的に働く意思を持つ者のうち、就業規則第21条の規定のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 削除</p> <p>(労働契約の更新)</p> <p>第7条 再雇用職員の労働契約は、1年を超えない範囲内(期間を更新しようとする日の属する年度の末日までの期間に限る。)で更新し、満65歳に達する日の属する年度の末日まで継続雇用するものとする。</p> <p>2 労働契約を更新しようとする場合には、再雇用職員の同意を得て行うものとする。</p> <p>第8条 削除</p> <p>(給与)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	
生年月日	上限年齢									
昭和20年4月2日から昭和22年4月1日まで	満63歳									
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日まで	満64歳									
昭和24年4月2日以降	満65歳									

(新設)

別表(第11条関係)

適用俸給表	適用区分	適用時間給
国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第2の一般職俸給表(一)	国立大学法人東京農工大学職員表彰規程(以下、「職員表彰規程」という。)第2条第1項のいずれかに該当する者	職員給与規程別表第2の一般職俸給表(一)の再雇用職員の4級の俸給で計算した時間給
	上記の適用区分に該当しない者	職員給与規程別表第2の一般職俸給表(一)の再雇用職員の3級の俸給で計算した時間給
職員給与規程別表第2の一般職俸給表(二)	職員表彰規程第2条第1項のいずれかに該当する者	職員給与規程別表第2の一般職俸給表(二)の再雇用職員の3級の俸給で計算した時間給
	上記の適用区分に該当しない者	職員給与規程別表第2の一般職俸給表(二)の再雇用職員の2級の俸給で計算した時間給
職員給与規程別表第2の教育職俸給表	職員表彰規程第2条第1項のいずれかに該当する者	職員給与規程別表第2の教育職俸給表の再雇用職員の2級の俸給で計算した時間給
	上記の適用区分に該当しない者	職員給与規程別表第2の教育職俸給表の再雇用職員の1級の俸給で計算した時間給

4 別表の「給与法」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)をいう。

別表(第11条関係)

適用俸給表	適用区分	適用時間給
国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第2の一般職俸給表(一)	国立大学法人東京農工大学職員表彰規程(以下「職員表彰規程」という。)第2条第1項のいずれかに該当する者	給与法別表第1の行政職俸給表(一)4級の再任用職員の俸給月額を基礎として計算した時間給
	上記の適用区分に該当しない者	給与法別表第1の行政職俸給表(一)3級の再任用職員の俸給月額を基礎として計算した時間給
職員給与規程別表第2の一般職俸給表(二)	職員表彰規程第2条第1項のいずれかに該当する者	給与法別表第1の行政職俸給表(二)3級の再任用職員の俸給月額を基礎として計算した時間給
	上記の適用区分に該当しない者	給与法別表第1の行政職俸給表(二)2級の再任用職員の俸給月額を基礎として計算した時間給
職員給与規程別表第1の教育職俸給表	職員表彰規程第2条第1項のいずれかに該当する者	給与法別表第6の教育職俸給表(一)1級の再任用職員の俸給月額を基礎として計算した時間給
	上記の適用区分に該当しない者	職員給与規程別表第2の教育職俸給表1級の俸給(俸給月額は学長が別に定める。)で計算した時間給

	職員給与規程別表第3 の医療職俸給表	職員表彰規程第2条第1 項のいずれかに該当す る者	給与法別表第3の医療 職俸給表(三)3級の再 任用職員の俸給月額を 基礎として計算した時 間給
		上記の適用区分に該当 しない者	給与法別表第3の医療 職俸給表(三)2級の再 任用職員の俸給月額を 基礎として計算した時 間給

附 則 (25 教規程第 12 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 25 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの間において再雇用の対象となる職員は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 78 号)附則第 3 項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 9 条第 2 項に基づく、労働者の過半数を代表する者との書面による協定に定める基準に該当する者とする。

3 前項の規定を適用する者は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に掲げる年齢以上の者に適用する。

- (1) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで 61 歳
- (2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 62 歳
- (3) 平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで 63 歳
- (4) 平成 34 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで 64 歳

4 第 7 条の規定にかかわらず、平成 25 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの間において、再雇用職員の労働契約は、更新直前の雇用期間の勤務実績が良好である場合及び受診した職員健康診断結果等を産業医が判断し、就業上の支障がない者に限り、1 年を超えない範囲内(期間を更新しようとする日の属する年度の末日までの期間に限る。)で更新することができる。

5 前項の規定を適用する者は、第 3 項各号に掲げる期間に応じ、当該各号に掲げる年齢以上の者に適用する。